

要支援認定者に対する障害福祉サービスの支給決定要件の変更について

1. 趣旨

予防専門型訪問サービスまたは生活支援型訪問サービスを利用してもなお、障害を起因とする理由により必要なサービスが不足する場合について、介護保険サービスに上乗せして、障害福祉サービスの利用を認める取り扱いにおいて、要支援1の認定を受けた方も週2回を超える回数の区分の予防専門型訪問サービスまたは生活支援型訪問サービスが算定可能になったことを受け、対象者の要件を変更するものです。

2. 対象者要件

【変更前】

以下の要件をいずれも満たす方

①障害福祉サービス（居宅介護又は重度訪問介護又は移動支援）の支給要件を満たす方

②介護保険制度における要支援1・2の認定者で、以下のいずれかについてケアプラン上位置づけられ、実際に利用している又は利用が見込まれる方

要支援1の場合…予防専門型訪問サービス（身体介護を含む）または生活支援型訪問サービス（生活援助のみ）の利用区分が「週2回」

要支援2の場合…予防専門型訪問サービス（身体介護を含む）または生活支援型訪問サービス（生活援助のみ）の利用区分が「週2回超」

ただし、居宅介護（身体介護）の支給決定は、予防専門型訪問サービスが位置づけられている方に限ります。

③障害固有の事情により、介護保険サービスのみでは必要な支援が確保できない方

【変更後】

以下の要件をいずれも満たす方

①障害福祉サービス（居宅介護又は重度訪問介護又は移動支援）の支給要件を満たす方

②介護保険制度における要支援1・2の認定者で、以下についてケアプラン上位置づけられ、実際に利用している又は利用が見込まれる方

予防専門型訪問サービス（身体介護を含む）または生活支援型訪問サービス（生活援助のみ）の利用区分が「週2回超」

ただし、居宅介護（身体介護）の支給決定は、予防専門型訪問サービスが位置づけられている方に限ります。

③障害固有の事情により、介護保険サービスのみでは必要な支援が確保できない方

3. 適用開始時期

令和6年10月1日以降の申請分から適用します。

障害者支援課認定支払担当

TEL:052-972-2639

FAX:052-972-4149